

19環政第897号
平成19年11月21日

四国電力株式会社原子力本部長 様

愛媛県県民環境部長

伊方発電所3号機のMOX燃料に係る輸入燃料体検査について(要請)

平成19年11月1日に開催した伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会において、標記検査申請について審議した結果、別紙のとおり部会意見がとりまとめられましたので、貴社におかれましては、MOX燃料の製造に当たって、部会とりまとめ意見を踏まえて取り組んでいただきますようお願いいたします。

19環政第897号
平成19年11月21日

経済産業省原子力安全・保安院
原子力発電安全審査課長 様
原子力発電検査課長 様

愛媛県県民環境部長

伊方発電所3号機のMOX燃料に係る輸入燃料体検査について(要請)

平成19年11月1日に開催した伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会において、標記検査申請について審議した結果、別紙のとおり部会意見がとりまとめられましたので、貴職におかれましては、部会とりまとめ意見に御配慮いただきますようお願いいたします。

19環委(専)第8号

平成19年11月1日

伊方原子力発電所環境安全管理委員会

会 長 吉 野 内 直 光 様

伊方原子力発電所環境安全管理委員会

技術専門部会長 濱 本 研

伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会の審議結果について(報告)

このことについて、伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会を開催し、下記のとおり部会として審議しましたので、その結果を報告します。

記

- 1 伊方3号機のMOX燃料に係る輸入燃料体検査申請については、MOX燃料の設計及び加工時における品質保証計画は妥当であり、健全性は確保されるものと認められる。
- 2 製造に当たっては、四国電力(株)は確実に検査や監査を実施するとともに、国は厳格な検査を実施すること。
- 3 四国電力(株)は、今後の製造の状況について適宜報告をすること。